

イスラームにおけるハラール

第2回イスラーム学研究会

- ①「ハラールとハラームについて」
- ②「ハラールビジネスの現状」

主催：同志社大学一神教学際研究センター（CISMOR）

講師：① 四戸潤弥（同志社大学神学部・神学研究科教授、
一神教学際研究センター長）

② 阿部泰士（同志社大学一神教学際研究センター特別研究員）

日時：2017年7月18日（火）15:00-16:30

会場：同志社大学 今出川キャンパス 神学館 G31 教室

*本稿はイスラーム学研究会での講義録音と、配布資料（レジュメ）を基本に加筆修正したものである。

ハラールとハラームについて

四戸潤弥

ハラールとハラームの意味

ハラールの意味は、「神が禁止しなかったこと」で、ハラームの意味は「神が禁じたこと」と一般には理解されている。また、イスラーム法の視点から、ハラールを合法、そしてハラームは禁止、あるいは違法として理解されてもいる。だが、イスラーム法理学の視点からハラールということばを、現実の世界に適用してみると、それはまったく違った様相を呈する。

より厳格なイスラームを主張した14世紀のイスラーム法学者のイブン・タイミーヤ（1258-1328）は次のようにハラールについて説明している。

「異なる特徴、その隔たり、あるいは成り立ちの違いをもった、存在する全ての事物における基本原則は、人間にとって、制限されることのないハラールであるということを知らなければならない。そしてそれらは清いものであり、それらを着用しようと、あるいはそれらを使用しようと、あるいはそれに触れようと禁じられることはないのだ。これは（特定されない）一般用語としてのハラールの

意味である。」¹

つまり、ハラールとは神が創造したすべてのものが、人間が生きるうえで原則ハラールの関係にあるということである。

人間はこの世界に存在する事物、事象に関して、何をしても良いということで、それは現実世界におけるハラールの意味なのである。

それを前提として、アッラー（神）は、人間の事物や事象に関して一部をハラームとした。それはタブーの概念との共通部分もある。

ところが、近年、マレーシア、インドネシアを中心に成長を続けてきたハラール・ビジネスやハラール認証活動は日本でも注目を集めてきたが、そこではその名称、呼称通り、ハラールが異常に強調されている。そのため、日本を含めた非イスラーム諸国においては、ハラールの世界がイスラーム教徒のために存在しているか、あるいはイスラーム教徒がそのハラールの世界を目指しているかのようなイメージを与えるに至っている。イスラーム信徒のために、異教徒から隔離したハラールの世界があるかのような言い方がされているのである。誤解である。

『クルアーン』によれば、地上にあるもの全てはアッラーの恵みである。神が地上において禁じなかったのであれば、人は生活の中でそれを利用してよいというのがハラールであるということである。イスラーム法学においてもアッラーの禁止命令として『クルアーン』に明文化されていなければ原則ハラール扱いとなる。人間の行為もまた原則自由であり、その中で禁止されたことだけが除外される。禁止には領域内における禁止（場所の禁止）、一定期間の禁止（時間の禁止）、特定対象に関する禁止（事物の禁止）がある。ハラールという語はこの禁止が解除される時に用いられる。法的にいえば解除である。解除の結果は原状復帰である。ここからもハラールが原則で、その中にハラームが存在することが理解できる。

『クルアーン』² 3:50 はハラールを動詞として用い、解除の意味として使っている。

「3:50. わたしはまた、わたしより以前に下された律法を実証し、またあなたがたに禁じられていたことの一部を解除するために、あなたがたの主からの印を齎したのである。だからアッラーを恐れ、わたしに従いなさい。」

また聖典『クルアーン』や預言者の言行録（ハディース）に、禁止と明記されていない事柄については原則ハラール（許されたもの）となる。刑法学的立場で聖典は解釈されなければならない。人が他人の権利を『クルアーン』を盾に侵害することを防ぐためである。禁止事項からの連想や予防法的な立場から禁止されていないものを禁止とすれば、『クルアーン』と並列して禁止をつくることになる。ハラームとハラールの決定はアッラーの権利である。イスラーム法学者はハラール

ルをハラームとし、ハラームをハラールとしてはいけないと戒められている。

豚肉は食べてはいけないが、豚皮の利用や、豚の油を水漏れ防止のために帆船に利用することは禁止とならない。利用禁止の明文が聖典にないからだ。

ハラール・ビジネスはハラームを知ること

異教徒と共存するマレーシアやインドネシアなどのイスラーム国のムスリム、あるいは欧米、日本など非イスラーム国に留学、あるいは移民したムスリムにとって食のハラームに対する関心は高い。さらにハラール・ビジネスは飲食問題にとどまらず、イスラーム金融と呼ばれる利子取得を排除したビジネスも含む。従ってハラール・ビジネスの関心の中心はアッラーが禁止したハラームである。『クルアーン』の中のハラームについて知ることが必要である。

『クルアーン』のハラーム

『クルアーン』は預言者ムハンマドに啓示され、神に選ばれた人（ムスタファア）であるムハンマドが人々に伝えた。『クルアーン』に書かれていることを導きとしてムスリムは生きる。次に『クルアーン』のハラーム箇所を見てみる。

1. カアバ、マッカ、マディーナ、アクサー・モスク

マッカのカアバ神殿、エルサレムのアクサー・モスクを形容する際にハラームが用いられている。

『クルアーン』2:144、2:149、2:150、2:191、2:194、2:196、8:34、9:7、9:19、9:28、22:15、48:25、48:27には、巡礼の地であるサウジアラビアのマッカのカアバ神殿（聖なるモスク）にハラームが形容語として用いられている。これは人々がその領域において、常時、あるいは一定期間行動に制約を受けることを示している。

同様の用法は、中国皇帝宮殿の呼称、紫禁城、天皇の御所の呼称、禁裏と共通性がある。禁は一般の人々が制約を受ける領域を示している。

『クルアーン』2:194、2:217では、マッカ巡礼の期間、行為において制約を受けるが、自衛が必要な時には制約が解除（ハラール）される。

「2:194. 聖月には聖月、また聖事には聖事、これが報復である。誰でも、あなたがたに敵対する者には、同じように敵対しなさい。」

これは時間のハラームと解除に関する明文である。

『クルアーン』2:198は場所における禁止でないことを明示している。巡礼中の商売は禁止されないことの確認である。

「2:198. 主の恩恵を求めて祈（り巡礼中に商売す）るのは、あなたがたにとって罪ではない。それでアラファートから、どっと下ってきて、聖なる場所（ムズダリファ）でアッラーを唱えて念じなさい。」

『クルアーン』5:2 は場所における行為について禁止かどうかの確認であるが、時間と関係しているため、場所と時間におけるハラームとして理解される。

「5:2. あなたがた信仰する者よ、アッラーの聖なる表徴を冒瀆してはならない。また聖月、（犠牲の）捧げ物、（それを標示する）首飾り、また主の恩恵と御喜びを求めて、聖なる家（カアバ）に参った者を犯してはならない。だが、（巡礼着を）脱いだならば、狩猟してもよい。あなたがたを（且つて）聖なるマスジドから追放した者たちを恨みをもって、法を越え、刺激してはならない。寧ろ正義と篤信のために助けあって、信仰を深めなさい。罪と恨みのために助けあってはならない。アッラーを畏れなさい。誠にアッラーは懲罰に就いて厳重であられる。」

聖なる月、聖なる家（カアバ神殿）など聖なる（ハラーム）事象についての規定である。

『クルアーン』5:97 はカアバが聖なるものであること、その場所における制約があることを明示している。事象と場所のハラームである。エルサレムの阿克サー・モスクは場所のハラームである。

「5:97. アッラーは人間の（現世における平安の）ため、聖なる家、カアバを創り、また聖月と捧げ物と（犠牲に供える家畜の）首飾りを定められた。これはあなたがたに、アッラーが天にあり地にある凡てのものを知っておられ、且つアッラーが凡ての事に通曉しておられることを、知らせるためである。98. アッラーは罰に厳重であられ、また、アッラーは寛容にして慈悲深くあられることを知れ。」

『クルアーン』17:1 は場所のハラームである。

「17:1. 聖なる阿克サー・モスク（エルサレムのモスク）の聖なる（ハラーム）」

2. 飲食のハラーム

『クルアーン』2:173 は食のハラームについてである。

「2:173. かれがあなたがたに、（食べることを）禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外（の名）で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。」

『クルアーン』2:219, 5:90, 5:91 は飲酒のハラームについてである。

「219. かれらは酒と、賭矢に就いてあなたに問うであろう。言ってやるがいい。「それらは大きな罪であるが、人間のために（多少の）益もある。だがその罪は、益よりも大である。」

*酒の場合、製造、運搬、販売、提供、飲酒した者が同罪と見なされるが、酒

造メーカーでバイオ関連製品や非アルコールを製造している会社のアルコール販売量が総売上高の10%以下であれば、当該企業の株の売買は禁止されない。またホテルの経営も同じでアルコール提供による売上高が総売上高の10%以下であれば経営することは禁止されない。

3. 利息取得のハラーム

『クルアーン』は利息取得を禁止している。利息の取得禁止によりムスリムは利息取得回避の無利子銀行やイスラームファンドを通じて投資ビジネスを展開している。

「2:275. 利息を食う者は、悪魔にとりつかれて倒れたものができるような起き方しか出来ないであろう。・・・(その非を) 繰り返す者は、業火の住人で、かれらは永遠にその中に住むのである。」

イスラーム法学者とハラーム

『クルアーン』において禁止されていること、そうでないことは明白であるが、その間のことは明解でない。ハラールのなかでハラームが明確になっていない境界線にあることの方が現実世界では多い。豚肉は禁じられているが、豚皮と豚脂は可能かどうか、アッラー以外の名を唱えて屠殺されたものは食のハラームだが、何も唱えないで屠殺された羊や牛の肉の食はハラームかなど想定外の事案（法判断の問題）は多い。この間の部分を明らかにしてムスリムを導くのがイスラーム法学者と呼ばれる人々である。その根拠となるのが次の預言者のことば、ハディースである。

預言者ムハンマドの言葉³

「バシールの息子、アブー・アブドゥラーフ・アンヌアマーン—アッラーよ、彼ら兩名を嘉したまえ—の権威による。彼は伝えている。

「私はアッラーの御使い—アッラーが彼に祝福と平安を与えますように—がこう言われるのを聞いた。

ハラール（神が禁じないこと）は明らかであり、ハラーム（神が禁じたこと）もまた明瞭であるが、その中間には多くの人々が知りえないさまざまな疑わしい事柄がある。したがって疑わしい事柄を避ける者は、自分の宗教（イスラーム）、自分の名誉に関して過ちを逃れるが、それ（疑わしいこと）に足を踏み入れる者は禁じられた行為を犯すことになる。これはちょうど聖域のまわりで羊を飼う牧童が、聖域（ハラーム）の中で羊に草を食ませる危険を冒すようなものである。まことに王者は誰も聖域をもっているが、アッラー（神）の聖域とはそのさま

ざまな禁令である。まことに肉体の中には一片の肉があり、それが健全な場合肉体はすべて健全だが、それが腐ると肉体もすべて腐ってしまう。その〔一片の肉〕とは心のことに他ならない。」

この伝承は、アルブハーリーとムスリムの2人が伝えている。

イスラーム法学者の役割を要約すると次のようになる。

- 1) ハラールとハラームは『クルアーン』の中ではっきりと明記されている。実際にそれを適用すると、明瞭でないことが出てくる。
- 2) 明瞭でないことを一般信徒に明らかにするのがイスラーム法学者の役割である。
- 3) 法学者は『クルアーン』に明文がない事案で明瞭でない部分、あるいは明文があっても複雑で説明が必要な事案について信徒達のために法判断を出す（ファトワ）。
- 4) このファトワが法的意見と言われるのは裁判所の判決と違い執行が担保されないからである。事案の当事者であるムスリムが法判断を受け入れた時のみ法判断が執行される。
- 5) 『クルアーン』と預言者の言行記録であるハディース、そして法解釈学に精通し、法判断を導きだせる能力を有する者をイスラーム法学者（ムジュタヒド）と呼ぶ。

イスラーム法学者の日常的役割

イスラーム法学者はハラールとハラーム、そしてその間（明瞭でない部分）を明らかにするだけでない。イスラーム教徒の宗教儀礼（信仰告白、礼拝の清め、礼拝、ザカート（義務の布施）、断食、巡礼）、人々の生活での生業（取引（民法）や、婚姻、夫婦関係、遺産相続）などについて相談にのり、指針を与える。彼らの判断は義務、禁止、推奨される行為、忌避される行為、許される行為の5つの範疇に分類される。これがイスラーム法判断と呼ばれる。そこにハラールが含まれていない意味を理解しなければならない。

イスラーム法学者への戒め

イスラーム法学者の法判断は信徒の生活に深い影響を与える。それ故に、『クルアーン』にはイスラーム法学者への戒めが明記されている。神が許したことを禁じ、神が禁じたことを許容することの戒めである。

『クルアーン』7:32の明文である。

「7:32. 言ってやるがいい。「アッラーが人に与えられた、かれからの（賜物）や、食料として（与えられた）清浄なものを、誰が禁じたのか。」言ってやるがいい。「これらのものは、現世の信仰する者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するものとなる。」われはこのように印を、理解ある人々に解明する。33. 言ってやるがいい。「本当にわたしの主が禁じられたことは、あからさまな、また隠れた淫らな行いや罪、真理や道義に外れた迫害、またアッラーが何の権威をも授けられないものを崇拜すること。またアッラーに就いて、あなたがたが知らないことを語ることである。」

ハラールとはシャリーアにおいて法判断のない領域であるから、ハラールとハラームは対比概念ではない。原則ハラールの中にハラームが存在するとの事情から一見対比概念のイメージを与える。

ハラールは原状態のことである。また禁止から原状復帰のことでもある。ハラールという用語はムスリムに強く訴える用語である。ハラールとハラームを効果的に対比概念として使ったのは、ユーセフ・カラダーウィー『イスラームにおけるハラールとハラーム』⁴であった。対比概念でないものが、あたかも対比概念のイメージを与えてしまったのだが、ムスリム読者にはそれを受け入れる素地があったことも事実であった。その事情を知ることは現代のハラール・ビジネス、ハラール認証の現状の経緯を知ることにもなる。

ハラールとハラームの現代的問題の歴史的経緯

ユーセフ・カラダーウィー『イスラームのハラールとハラーム』エジプト、1960。1997年版は23版となっており、多くの版を重ねてきた。

アズハル大学（エジプト）の要請で書かれたと初版にはあり、同時に英語翻訳も併せて企画された。非イスラーム教徒にイスラーム教徒の生活に関する理解を深めてもらうためであった。

ハラールとハラームと題された同書は、二つの用語を対比概念のようにタイトル化した効果から直ぐにベストセラーとなった。英語、マレー語などに翻訳され版を重ねていった。

ユーセフ・アル＝カラダーウィー（1926年9月9日生（90歳））博士は、エジプト・ムスリム同胞団系のイスラーム法学者である。カタールへ移住後、同国国籍を取得（エジプトは二重国籍を認めている）した。カタールの宗教中高校（マハディーニー）校長となり、後に、カタール大学イスラーム法学・イスラーム研究学部学部長に就任した。カタールのイスラーム教育の実質的責任者となった。カタールのラジオ、テレビのファトワ（法判断）番組を持ち、ムスリム信徒の質

問に回答してきた。インターネットの普及に伴い、自身の HP を開設し、アラブ・イスラーム世界において強い影響力を持つに至った。

イスラーム世界のリーダー的学者として、これまで 170 冊余りの著作がある。

2000 年代には反イスラエル自爆攻撃を支持した。根拠は『クルアーン』の敵の心を震え上がらせるに拠るが、多くの批判を浴びた。米のタリバン政権打倒に反対し、タリバンを支持した。

『ハラールとハラーム』の構成は、第 1 章 11 の指針、第 2 章 イスラーム教徒の生活でのハラールとハラーム（飲食、衣服と飾り、家庭生活（縫いぐるみ、犬、）、仕事と職業）第 3 章 結婚と夫婦生活、家族、墮胎、離婚、親子関係）、第 4 章（信仰と慣習、ビジネス、趣味、遊び、スポーツ、人付き合い、個人と国家との関係）などになっている。

内容は現代に生きるムスリムが直面する事案に関する法判断を集めたものであった。

彼は縫いぐるみが偶像崇拜につながるなどの他のイスラーム法学者の法判断に対し、縫いぐるみの効用として、幼児の情操教育に有用であるとした。禁止されていないとしたのである。彼はハラールのお墨付きを人々に与えたわけではなかった。禁止でないと法判断を下した。彼の法判断であって法ではない。

現在のハラール・ビジネスの範囲に限定されず、ムスリムの生活全般にわたって『クルアーン』の教えに抵触するかどうかの判断が必要となった事案についての法判断が述べられている。人工授精、写真、第三世界の人口の急激な増加を止めるために家族計画、異教徒の男性医師がムスリム女性を診察することの是非など『クルアーン』に明示されていないことにムスリムはどう対処するのか。カラダーウィー博士は法学者として法判断を行い、それを一つの書『ハラールとハラーム』と題して出版した。

非アラブ・ムスリムの同書の受け取り方

イスラームは聖職者を認めない。法学者は一つの法判断を出すのである。それを絶対視することはあってはならない。『クルアーン』や預言者言行録に基づいて法判断ができない場合、法学者は類推を使って法判断を導く。例えば、『クルアーン』には麻薬の禁止規定はない。しかし、意識を混乱させるという点で礼拝が履行できなくなる。酒の禁止理由もそこある。麻薬吸飲をアルコール飲酒と同じとみなし禁止とする。その際、懲罰はアルコール飲酒の懲罰と同じ鞭打ち 80 回を適用する。これが類推（キヤース）適用である。だがその類推が正しいかどうかは分からない。『クルアーン』に明文がない限り分からない。類推でしかない。他の法

学者は違った法判断を下すこともある。鞭打ちの回数については初代カリフが 40 回、第二代カリフのウマルが 80 回としたのであった。どちらが正しいかは分からない。『クルアーン』に回数の明文がないからだ。

類推による法判断は法とはならない。判決が法でないのと同じである。

カラダーウィーの本書での回答は彼自身の法判断とされた。カラダーウィー『ハラールとハラーム』は独り歩きし始めた。同書を生活の指針とするムスリムが増えた。カラダーウィーは彼の法判断を示しただけだった。タイトルの影響が強く、ハラールをスローガンとするムスリムたちも増えた。法学の事案はハラームの問題であって、ハラールの問題ではない。ハラール認証を最初に始めたインドネシアの大学の農学部の化学者たちは同書の影響を受けている。ハラールを前面に打ち出す動きに対し、アラビア語の『クルアーン』原典をそのまま読むことのできるアラブのイスラーム法学者とムスリムたちは違和感を覚えた。アラブ・イスラーム諸国の法学者たちは「ハラール」という法の不干渉領域を示す用語を法適用用語として使用するインドネシアやマレーシアの動きに対して反発し、その原因がカラダーウィー『ハラールとハラーム』書にあるとして批判した。

『ハラールとハラーム』書の問題

同書には、ハラールとハラームの法判断に 11⁵の指針をあげている。

- 1- 全てのもの基本は許されたものである。
- 2- ハラールやハラームを規定するのはアッラーだけの権利である。
- 3- ハラールをハラームとし、ハラームをハラールとするのは神に仲間を想定して崇拝することと同じ（シルク）である。
- 4- 禁止の理由は穢れと害があるからだ。
- 5- ハラールは必要を十分に満たされて存在し、ハラームは不要なものである。
- 6- ハラームを誘発するのはハラームである。
- 7- ハラームをハラールとするのはハラームである。
- 8- 純粋な意図がハラームをハラールとすることはない。
- 9- ハラームの恐れがある領域を避けなさい。
- 10- ハラームは誰に対しても同じように禁止されている。
- 11- 必要不可避の場合、危険とされていることも許容される。

法学的思考としては極めて健全であるが、問題点がないわけではない。それは「6. ハラームを誘発するのはハラームである」の予防法的思考である。法学ではサッドゥ・ズィラーア（腕で防止すること）と呼ばれるが、禁止領域を拡大する契機ともなる。法学者たちは禁止領域を拡大することを躊躇する。社会の改善、

矯正は良いことであるが、それを法判断の指針とするかどうかはアッラーの権利と抵触する問題である。根拠のない禁止はアッラーの意図を推測、推定する行為の結果である。正しいとの保証はない。

多くの人は税制、入国管理規制など『クルアーン』にないのに法制化できると質問する人がいるが、『クルアーン』に明白な禁止がないのであるから、それはハラールの領域で法制化も問題ない。ハラールは法的問題ではないのである。ハラームが問題なのである。ハラールとハラームを対比概念とした結果、強くアピールするハラールをハラーム問題に使うようになった。

伝統的法判断の実際

伝統的に、ムスリムは分からない問題があるとイスラーム法学者に相談する。エジプトなどではアズハル大学が設置している万相談所に出向き、学者たちの意見を聞き、彼らの法判断を自分の事案に適用した。夫が神に誓いを立て妻に近づかないと言ったのに直ぐに男女関係を求めた。夫は神への誓いを破ったのであるから、貧しい者に施し（カフファーラ）をしなさいと助言される。夫が三回離婚を宣言したが有効かどうか、それは同じ時間帯であるから一回の離婚でしかない（夫が2回の小離婚と、3回の大離婚ができ、小離婚は復縁してよりを戻すことができる）と法判断される。判断や回答はその時で完結する。

カラダーウィー『ハラールとハラーム』はハンドブック化して受け入れられるようになった。ハラール、ハラーム問題が杓子定規に扱われるようになった。法学者に相談せず、同書を判断の書とした。伝統的なやり方と違っていた。

ハラール認証

ハラール認証は、『クルアーン』と同じ権威をイスラーム法学者たちの機関でないJAKIM（マレーシア開発局）一機関に与えることになった。アラブの法学者たちから批判され、否定的に見られた。

食のハラール認証の場合、マレーシアのハラール認証があっても、サウジアラビアでは受け入れない場合は多々ある。それが現実である。

終わりに

ハラール・ビジネス、及びハラール認証制度を、常にイスラーム法学の基本に立ち返ってとらえ直さなければいけない。

理由は本稿で述べた通りである。ハラールは原則自由の意味であり、私たちの生きる世界である。ハラールはアッラーの恵みである。ハラーム（禁止）に対するハラールは時間、場所、事物のハラームを解除する。ハラールが原状復帰の意味であることを知るだけでも、ハラール・ビジネス、及びハラール認証制度の理解が深まるだろう。

注

- ¹ ibn Taymīya, Ahmad, *Majmu' al-Fatwā al-Kubra*, Vol. 21, p. 555, Ministry of Islamic Affairs, Dawah and Guidance, Saudi Arabia, 2008
- ² 『日垂対訳聖クルアーン』日本ムスリム協会。本稿の『クルアーン』の引用は同書による。
- ³ イマーム・アンナワウィー編『40のハディース』黒田壽郎訳、イスラミックセンタージャパン、2003、「第6の伝承」p. 15
- ⁴ al-Qaraḍāwī, Yūsuf, *al-Ḥalāl wal-Ḥarām fil Islām*, maktaba wahaba, al-Qahirah, 1997
- ⁵ al-Qaraḍāwī, Yūsuf, pp. 17-38